

校務支援システム共同利用業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

学校事務の効率化・軽量化により，教職員の負担を軽減することで児童生徒と向き合う時間を確保し，教育全体の質的向上を図るため，土浦市，石岡市，かすみがうら市，龍ヶ崎市，牛久市の5市共同で校務支援システムを導入します。

導入に当たっては，5市で共通のクラウド基盤を整備することで，当該システムの導入及び維持管理に係る経費の縮減を図ります。また，校務の情報化，業務の効率化に対する考え方，児童生徒の個人情報取り扱いなどの様々な視点からの検討が求められることから，質の高い提案を求め，最も適すると評価された業者を決定するため，公募型プロポーザルを実施するものです。

2 プロポーザルの概要

- (1) 件名 校務支援システム共同利用業務プロポーザル
- (2) 主催者 校務支援システム共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）
- (3) 提案内容 校務支援システム共同利用業務仕様書を参照
- (4) 特定者の決定 書類審査及びプレゼンテーションの結果を点数化し，特定者を決定する。

3 契約期間等

契約期間：契約締結日から令和8年12月31日まで

システム利用期間：令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

4 提案上限額

協議会参加団体毎の提案上限額を設定する。

- (1) 土浦市 70,560 千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (2) 石岡市 72,531 千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (3) かすみがうら市 35,085 千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (4) 龍ヶ崎市 58,000 千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (5) 牛久市 42,294 千円（消費税及び地方消費税を除く。）

5 プロポーザルの実施スケジュール

項目	期日
①参加表明書の提出期限	令和3年8月24日（火）午後5時まで
②質問の受付	令和3年8月19日（木）正午まで
③第1次審査結果の通知	令和3年9月3日（金）
④技術提案書の提出期限	令和3年9月15日（水）午後5時まで
⑤プレゼンテーションの実施	令和3年9月24日（金）
⑥第2次審査結果の通知	令和3年9月29日（木）

6 参加資格

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、以下に挙げる要件を全て満たす者であること。

- ① 業務内容を十分に理解し、業務遂行が可能と判断できる者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当していない者であること。
- ③ 土浦市、石岡市、かすみがうら市、龍ヶ崎市、牛久市から指名保留又は指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び同法に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザル参加表明書の提出日とする。

(3) 応募に関する留意事項

- ① 参加事業者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって「校務支援システム共同利用業務プロポーザル実施要綱」及び「校務支援システム共同利用業務プロポー

ザル実施要領」の記載内容について承諾したものとみなす。

- ② 応募に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- ③ 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属するが、土浦市、石岡市、かすみがうら市、龍ヶ崎市、牛久市が必要とする場合は、書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ④ 提出された書類は返却しないこととする。また、土浦市、石岡市、かすみがうら市、龍ヶ崎市、牛久市が必要とする場合は、追加書類の提供要請や記載内容の聞き取りを行うことがある。

(4) その他

応募にあたって必要な事項が生じた場合は、参加事業者に改めて通知する。

7 参加表明書の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）等を提出し、参加の意思表示を行うものとする。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 校務支援システム構築実績一覧（様式第3号）
- ④ 校務支援システムソフトウェア導入実績一覧（様式第4号）
- ⑤ 機能対応表（様式第5号）（各項目に○△×で回答すること。）

(2) 提出部数

各20部（正本1部，副本19部）

(3) 提出先

校務支援システム共同利用推進協議会事務局（土浦市教育委員会 学務課内）

(4) 提出方法

提出先まで持参又は特定記録郵便による郵送とする。

(5) 提出期限

令和3年8月24日（火）午後5時まで

※郵送の場合は必着

8 参加表明に係る質問について

(1) 提出方法

質問票（様式第6号）に記載し，電子メールにて提出すること。

(2) 提出期限及び回答方法

- ① 提出期限 令和3年8月19日（木）正午まで
- ② 回答 令和3年8月23日（月）正午までに各市ホームページに質問と回答を掲載する。
- ③ 提出先 校務支援システム共同利用推進協議会事務局
（土浦市教育委員会 学務課内）
【メールアドレス】 gakuji@city.tsuchiura.lg.jp

9 第1次審査

参加表明書を基に協議会が表1に定める基準により得点を算出し，第1次審査を実施する。第1次審査の結果については書面で通知する。

表1

評価項目	内容説明	配点
校務支援システム構築実績	校務支援システムの構築実績数および導入団体	100点
校務支援システムソフトウェア導入実績	今回構築するシステムにおいて導入予定のソフトウェアの採用実績数及び導入団体	150点
機能対応表	校務支援システムの必須機能，任意機能についての対応の可否	164点
合 計		414点

10 技術提案書等の提出

第1次審査の結果選考された参加事業者に対して技術提案書の提出を依頼する。参加事業者が4者以上であった場合，第1次審査の得点上位3者にのみ技術提案書の提出を依頼する。

(1) 提出書類

① 技術提案書（任意の様式）

- ・技術提案書はA4判縦，ファイル綴りとする。
- ・表紙に「校務支援システム共同利用業務提案書」と表記し，提案者名を記載する。
- ・校務支援システム共同利用業務仕様書の内容に準じた内容であること。
- ・各ページ下部にページ番号を付すること。

※枚数制限は設けないが15分以内のプレゼンテーションで説明を行うことを考慮すること。

② プレゼンテーションで使用する説明資料（任意の様式）

③ 提案見積書（任意の様式）

各市A4用紙1枚に収まる程度の内訳を記載すること。

(2) 提出部数

各20部（正本1部，副本19部）

1.1 プレゼンテーション

(1) 実施日 令和3年9月24日（金）《予定》

- ・実施日時はプロポーザル参加表明書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。
- ・当日の発表順番は，技術提案書の提出受付順とする。

(2) 実施場所 土浦市教育委員会 会議室1 《予定》

（土浦市大和町9番2号 ウララ2ビル 7階）

(3) 内容 技術提案書に基づく説明及び選定委員との質疑を行う。

(4) 制限時間 1提案者につき20分程度（説明15分以内，質疑5分）とする。

(5) 機材等

- ・プレゼンテーションの際にプロジェクタ等を使用することを認めるが，説明資料を追加提出することはできないものとする。
- ・プロジェクタやパソコンは提案者側が準備すること。なお，スクリーン（会議室の壁を使用）と延長コードは事務局が準備する。

(6) 発表者 発表者は，実際にシステム構築を担当する予定の者3名以内とする。

(7) 傍聴等 プレゼンテーションは非公開とし，また，他の提案者による傍聴は認め

ない。

1.2 第2次審査

提出された技術提案書及びプレゼンテーションについて表2～表4に定める基準により得点を算出し、第2次審査を実施する。第2次審査の結果については書面で通知する。

表2

評価項目	説明	配点
技術提案書	校務支援システムが仕様書の内容を満たしているか（表3参照）	300点
提案見積書	価格が適正であるか	200点
プレゼンテーション	本事業に対する姿勢など（表4参照）	100点
合計		600点

技術提案書の配点の詳細について表3に定める。

表3

評価項目詳細	配点
目的	15点
システム基本要件	10点
校務アプリケーションの基本要件	60点
導入機能一覧	5点
帳簿要件	30点
ファシリティ要件	10点
セキュリティ要件	20点
スケジュール及び活用計画	10点
構築、設定作業	10点
故障対応	30点

アップデート要件	20点
監視	10点
検証環境	10点
ヘルプデスク	15点
運用定例会	10点
運用保守, 研修, マニュアル	35点
合計	300点

プレゼンテーションの配点の詳細について表4に定める。

表4

評価項目詳細	配点
本事業に対する姿勢	20点
システム構築・運用・保守方法	20点
校務支援システムの機能	20点
利活用に関するサポート体制	20点
提案者の実績	10点
デモンストレーション	10点
合計	100点

1.3 特定者の決定及び公表

- ・各委員の第1次審査と第2次審査の合計得点を合算した得点を総得点とし、総得点の最も高い提案者を特定者に決定する。
- ・結果については各市ホームページにて公表する。

1.4 契約の締結について

特定者は各自治体と調整を行った上で、個別に契約を締結することができるものとする。

1.5 契約の辞退等

特定者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を特定者と

する。

1.6 失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、選定委員会において協議の上、失格となることがある。

- (1) 参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (3) 提案書の提出方法，提出先，提出期限に適合しない場合。
- (4) 見積金額が提案上限金額を超えている場合。
- (5) 第2次審査のプレゼンテーションに欠席した場合。
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (7) 選定委員会の委員長又は委員に直接，間接を問わず接触や連絡を行った場合。
- (8) 関係市職員に接触（公募に関する質問等，正当な行為を除く。）や連絡を行った場合。
- (9) その他，選定委員会において不相当と認められた場合。

1.7 その他

(1) 複数提案の禁止

同一事業者が複数の提案を提出することはできない。また，共同企業体となった場合は，別に単独で参加すること，並びに，他の共同企業体の構成員となることもできない。

(2) 費用負担

本プロポーザル参加に伴う費用は，参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書の訂正

提出された技術提案書は，誤字脱字等軽微なものを除き，変更，差し替え又は再提出を認めない。

(4) 参加辞退

プロポーザル参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は，辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 異議申し立て

郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

(6) その他

提出された全ての書類は返却しない。

1.8 実施事務局（問合せ先）

校務支援システム共同利用推進協議会

（土浦市，石岡市，かすみがうら市，龍ヶ崎市，牛久市の5市で組織）

事務局：土浦市教育委員会学務課

住 所：〒300-0036

茨城県土浦市大和町9番2号 ウララ2ビル（7階）

担 当：学務課 学事係

電話番号：029-826-1111（代表） 内線5110

※対応時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土、日・祝日を除く）

ファクス：029-826-2750

Eメール：gakuji@city.tsuchiura.lg.jp